部	名	福祉部	課かい名	生活支援課		
事務事	業名	行旅病人及び行旅列	- E亡人に関する₹	事業		

行旅中に歩行困難となり、入院治療を要する状態に陥り、当人に医療費等の支払い能力がなく、かつ救護者のいない生活保護制度及び各種医療保険制度の適用のない行旅病人の救護等を行います。

行旅中に死亡し引取者のない者、住所、居所若しくは氏名が知れず、かつ引取者のない死亡人の埋火葬等を実施します。

事業概要

		活動名 活動種別		活動時期											
	活動名			5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	
1	行旅病人及び行旅死亡人への対応	相談・問合せ対応													
2	行旅死亡人の埋火葬等	事務作業全般													
3	官報への掲載	事務作業全般													
4	県負担金申請	事務作業全般													
5	県負担金実績報告	事務作業全般													
6			Ī												
7															
8			Ī												
9			Ī												
10			T												
11			Ī												
12			Ī												
13			T]	Ĭ	1	T					[
14			<u> </u>		<u> </u>	1	1	T					[
15															

法的 実施根拠	あり
	・行旅病人及行旅死亡人取扱法
	第一条 此ノ法律ニ於テ行旅病人ト称スルハ歩行ニ堪ヘサル行旅中ノ病人ニシテ療養ノ途
	ヲ有セス且救護者ナキ者ヲ謂ヒ行旅死亡人ト称スルハ行旅中死亡シ引取者ナキ者ヲ謂フ
	② 住所、居所若ハ氏名知レス且引取者ナキ死亡人ハ行旅死亡人ト看做ス
	③ 前二項ノ外行旅病人及行旅死亡人ニ準スヘキ者ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
	第二条 行旅病人ハ其ノ所在地市町村之ヲ救護スヘシ
	② 必要ノ場合ニ於テハ市町村ハ行旅病人ノ同伴者ニ対シテ亦相当ノ救護ヲ為スヘシ
	・行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件
根拠法令	
抜粋	

部名	福祉部	課かい名	生活支援課	
事務事業名	中国残留邦人等に対	対する支援事業		

	中国残留邦人等が市内に転入してきた場合、支援給付事業を実施します。
 11/4 10# 	
事業概要	

			活動時期											
	活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	受付相談事務	事務作業全般												
2	支援給付事務	事務作業全般												
3			Ī										[
4			Ī											
5			Ī											
6														
7			Ī											
8			Ī										[
9			Ī											
10			Ī										[
11			Ī										[
12														
13			T]]						[
14			Γ]			<u> </u>		<u> </u>			[
15														

部名	福祉部	課かい名	生活支援課	
事務事業名	ホームレス支援事業			

	ホームレス又はホームレスになるおそれのある人に対し、総合的な相談や・指導体制によ
	る支援を実施します。
事業概要	

		活動名 活動種別		活動時期											
	活動名			5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	
1	ホームレス巡回相談	相談支援													
2			Ī												
3			Ī										[
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12 13															
14															
15															

法的 実施根拠	あり
	・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
	(目的)
	第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者
	が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会との
	あつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなるこ
	とを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするととも
	に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講
	ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。
根拠法令	
抜粋	

部名	福祉部	課かい名	生活支援課	
事務事業名	要保護者に関する机	目談事業		

	相談者の状況を聞き取り、利用できる他法他施策の活用を案内するとともに、生活保護制
	度の適用を検討します。
+ *** 10# ***	
事業概要	

			活動時期											
	活動名	活動種別		5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
	受付対応	相談・問合せ対応												
	相談による状況把握、各種助言	相談支援												
3	相談記録作成	事務作業全般												
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
12 13 14														
14]							
15														

法的 実施根拠	あり
7/16 IXIA	
	第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
	・生活保護法
	(この法律の目的)
	第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮する
	すべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を
	保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
	・生活保護法施行令
	・生活保護法施行規則
根拠法令	
抜粋	

部名	福祉部	課かい名	生活支援課	
事務事業名	生活保護の決定及び	が実施に関する	る事務	

憲法第25条の生存権の確保のため、生活保護制度を実施します。 生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限

被保護者調査等の報告事項について定められた期限までに国・県へ報告します。

度の生活を保障し、その自立を支援します。

事業概要

			活動時期											
	活動名	活動名 活動種別		5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	生活保護申請に対する調査	調査・検討・決定												
2	保護費の支給	事務作業全般												
3	保護費の算定													
4	費用の返還及び徴収	調査・検討・決定												
5	被保護者調査報告	統計調査・集計												
6														
7														
8			T											
9			T											
10			T											
11			T											
12 13			T											
13			T		[:	r	1			[]	[]	
14			T			[[·			[
15			T											

部名	福祉部	課かい名	生活支援課	
事務事業名	被保護者の自立支援	 賽事業		

	生活保護受給者に対し、ケースワーカーが訪問活動等により生活状況を把握し、日常生活
	の自立、社会的自立、経済的自立に向けどういった支援等が必要かを検討、実施します。
中光和田	
事業概要	

				活動時期										
	活動名	活動種別		5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
L	生活状況実態調査	現場調査・訪問												
2	援助方針策定	検討												
3	自立に向けた各種支援	相談支援												
4	課税状況及び年金受給権調査	調査・検討・決定												
5	記録作成	事務作業全般												
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
7/16 IXIA	
	第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
	・生活保護法
	(この法律の目的)
	第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮する
	すべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を
	保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
	・生活保護法施行令
	・生活保護法施行規則
根拠法令	
抜粋	

部名	福祉部	課かい名	生活支援課	
事務事業名	生活保護電算シスラ	テムの管理運用	用事業	

	生活保護電算システムの保守点検、生活	R護基準改定及びシステム標準化への対応を実施
	します。	
事業概要		
2 01 11 11 12 1		

							汽	舌動	時	钥					
	活動名	活動種別		5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	
1	保守点検	保守・点検・改修													
2	生活保護基準改定対応	保守・点検・改修	Ī												
	システム標準化対応	事務作業全般													
4	使用料及び賃借料支払い	伝票処理・契約事務													
5			Ī												
6															
7															
8			Ī								i				
9			Ī												
10			Ī		i	ľ					i				
11			Ī								i				
12			Ī												
12 13 14			T		[:	r	1	T			[]			
14			<u> </u>		[·	[[·				
15			Γ		 	ľ]	<u> </u>	 		ľ]			

法的 実施根拠	あり
<i></i>	
	第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
	・生活保護法
	(この法律の目的)
	第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮する
	すべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を
	保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
	・生活保護法施行令
	・生活保護法施行規則
根拠法令	
抜粋	

部名	福祉部	課かい名	生活支援課	
事務事業名	医療扶助電子レセス	プトシステムの	D管理運用事業	

	生活保護行政における業務の効率化及び適正な保護実施に必要な正確性を確保するため、
	医療扶助電子レセプトシステムの管理運用を行います。
事業概要	

							汽	舌動	時期	钥					
	活動名	活動種別		5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	
1	電子レセプトシステムの管理運用	保守・点検・改修													
2	運用保守業務委託契約締結	伝票処理・契約事務													
3	運用保守業務委託料支払い	伝票処理・契約事務													
4	運用保守業務委託料入札	伝票処理・契約事務													
5	レセプト電子データ提供料支払い	伝票処理・契約事務													
6															
7			Ī												
8			Ī												
9			Ī												
10			Ī		i	ľ									
11			Ī												
12			Ī												
12 13			T		[[
14			Ī		[·	[
15			Ī		[·	[1							

法的 実施根拠	あり
<i></i>	
	第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
	・生活保護法
	(この法律の目的)
	第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮する
	すべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を
	保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
	・生活保護法施行令
	・生活保護法施行規則
根拠法令	
抜粋	

部名	福祉部	課かい名	生活支援課	
事務事業名	医療扶助・介護扶助	かに関する事剤	务	

被保護者及び扶養親族等の状況把握を行い、病院、薬局、施設、関係機関等への調査、連 絡調整を実施します。

また、生活保護法診療報酬(レセプト)の点検を実施し、医療扶助費の適正な支出を図る とともに、社会保険診療報酬支払基金より請求された診療報酬審査手数料及び神奈川県国 民健康保険団体連合会より請求された介護報酬審査手数料を支払います。

事業概要

							汽	舌動	時期	月				
	活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	病院、薬局、施設、関係機関等への調査、連絡調整	事務作業全般												
2	医療機関への医療券、要否意見書等の送付	通知等発送												
3	薬局への調剤券の送付	通知等発送												
4	介護券の内容確認・事業所への送付	通知等発送												
5	みなし2号の申請受付・管理・連絡	申請等受付												
6	介護保険被保険者への情報提供	事務作業全般												
7	診療報酬審査手数料の支払い	伝票処理・契約事務												
8	介護報酬審査手数料の支払い	伝票処理・契約事務												
9	診療報酬明細書(レセプト)点検業務委託契約	伝票処理・契約事務												
10	委託によるレセプト単月点検及び縦覧点検の実施	事務作業全般												
11	診療報酬明細書(レセプト)点検業務委託料支払い	伝票処理・契約事務												
12	診療報酬明細書(レセプト)点検業務委託入札	伝票処理・契約事務												
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
7/16 IXIA	
	第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
	・生活保護法
	(この法律の目的)
	第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮する
	すべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を
	保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
	・生活保護法施行令
	・生活保護法施行規則
根拠法令	
抜粋	

部名	福祉部	課かい名	生活支援課	
事務事業名	生活保護受給者就党	力支援事業		

	生活保護制度における自立助長のため、稼働能力を有する被保護者に対し生活保護担当
	ケースワーカーと生活保護就労支援相談員が専門的知識による協力のもと支援対象者への
	就労指導を機能的かつ円滑に進め、きめ細やかな助言・指導等、就労支援の充実を図るこ
	とにより、支援対象者の経済的自立を促します。
事業概要	
5 /k/// 2	

							汽	舌動	時期	钥					
	活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	
1	支援対象者の状況把握	相談・問合せ対応													
2	求人情報の提供	相談支援													
3	就労阻害要因の解消	相談支援													
4	記録作成	事務作業全般													
5	ハローワークとの連携	相談支援													
6															
7															
8			Ī												
9															
10			Ī		i	ľ									
11															
12															
12 13 14			[]]			
14]]			
15															

部名	福祉部	課かい名	生活支援課	
事務事業名	被保護者健康管理式	支援事業		

	被保護者に対し、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行い、健康や生活の質の
	向上につなげるとともに、医療扶助費の適正化を図ります。
事業概要	
丁木 侧女	

			活動時期											
	活動名	活動種別		5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	頻回受診指導の実施	相談支援												
2	健診受診勧奨の実施	相談支援												
3	健康管理支援事業業務委託仕様書作成	事務作業全般									i			
4	健康管理支援事業業務委託入札・契約	伝票処理・契約事務	Ī											
5	受診勧奨通知作成・送付	通知等発送	Ī		i						i			
6	保健指導・生活支援事業対象者の抽出	事務作業全般												
7	保健指導・生活支援事業実施	相談支援												
8	健康管理支援事業業務委託料支払い	伝票処理・契約事務	Ī								i			
9														
10														
11														
12														
13														
14]]		
15														_

法的 実施根拠	あり
	・日本国憲法 第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
	・生活保護法(この法律の目的)
	第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮する すべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を 保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 (被保護者健康管理支援事業)
	第五十五条の八 保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業(以下「被保護者健康管理支援事業」という。)を実施するものとする。
	・生活保護法施行令・生活保護法施行規則
根拠法令 抜粋	

部名	福祉部	課かい名	生活支援課	
事務事業名	生活保護法に係る国	- 県負担金及で	び補助金申請等に関する事	務

	生活保護法に係る国県負担金及び補助金申請等に関する事務処理を行います。
古光和田	
事業概要	

			活動時期											
	活動名	活動種別		5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	生活保護費等国庫負担金・補助金申請(翌年度分)	事務作業全般												
2	生活保護費県費負担金申請(翌年度分)	事務作業全般	l											
3	生活保護費等国庫負担金・補助金実績報告	事務作業全般									i			
4	生活保護費県費負担金実績報告	事務作業全般								l	i			
5	生活保護費等国庫負担金・補助金所要見込調査	事務作業全般	l											
6	生活保護費県費負担金所要見込調査	事務作業全般	l											
7	生活保護費等国庫負担金・補助金変更申請	事務作業全般	l											
8	生活保護費県費負担金変更申請	事務作業全般	l											
9			l							l	i			
10			l								i		l	
11			l								i			
12			l							l	i			
13			l							[i		l	
14			l							 	i:		l	
15			T		[[<u> </u>		 -	

法的 実施根拠	あり
7/16 IXIA	
	第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
	・生活保護法
	(この法律の目的)
	第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮する
	すべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を
	保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
	・生活保護法施行令
	・生活保護法施行規則
根拠法令	
抜粋	

部名	福祉部	課かい名	生活支援課	
事務事業名	医療扶助のオンライ	イン資格確認導	拿入事業	

生活保護の医療扶助については、現在紙で発行している医療券について、

- ・生活保護受給者の利便性を高めること
- ・生活保護受給者がよりよい医療サービスを受けられること
- ・医療扶助制度の適正かつ効率的な運営を促進すること

などを目的として、令和6年3月よりマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認の 制度が開始しました。

具体的には、生活保護受給者が医療機関等を受診する際に、マイナンバーカードを医療機関等に提示することで、生活保護の資格情報や紙で発行していた医療券等情報をオンラインで医療機関等が把握できるようになります。

事業概要

また、健康診査の受診結果についても、マイナポータルにて本人が閲覧できるようなるほか、健康状態を把握し、より良い医療を提供することを目的として本人が受診した医療機関でも閲覧が可能となります。

					活動時期												
	活動名	活動種別		5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月			
1	資格情報等の追加登録	事務作業全般															
	健診情報の外部接続テスト(本番環境)	事務作業全般	 -										<u> </u>				
3	中間サーバーへの健診情報の登録	事務作業全般															
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	

法的 実施根拠	あり
	・日本国憲
	第二十五条
	・生活保護
	(この法律の
	第一条 こ
	すべての国
	保障すると
	(医療扶助)
	第十五条
	て、左に掲
	一 診察

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

法

り目的)

の法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮する 民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を ともに、その自立を助長することを目的とする。

医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対し げる事項の範囲内において行われる。

- 二薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

根拠法令 抜粋

- ・生活保護法施行令
- · 生活保護法施行規則
- ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 (生活保護法の一部改正)

第八条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。 以下省略

部名	福祉部	課かい名	生活支援課	
事務事業名	各種給付金事業			

令和5年11月2日に閣議決定された、政府の経済対策により物価高騰に対する国民の負担を緩和するための一時的な措置として給付金・定額減税一体措置が位置づけられました。具体的には住民税均等割非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付金の支給、所得税及び住民税の定額減税対象となる納税義務者のうち減税しきれないと見込まれる者への調整給付の支給を実施することとなりました。

令和6年度は、住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯のうち令和5年度に支給対象となっていない世帯(それぞれの世帯のこども加算を含む)に対して、給付金を支給します。

事業概要

また、定額減税しきれないと見込まれる対象者への調整給付を支給します。

活動名			活動時期												
		活動種別		5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	
1	給付金管理システム開発	検討													
2	給付金管理システム運用保守	保守・点検・改修	l												
3	事業実施に係る庁内調整	庁内調整・会議													
4	給付対象者抽出業務	調査・検討・決定													
5	通知類、帳票等作成	事務作業全般													
6	印刷、封入封緘~通知 対象者へ発送	通知等発送													
7	確認書審査及び支給決定	申請等受付													
8	給付金支払	伝票処理・契約事務	l												
9	申請未了対象者への勧奨通知	通知等発送													
10	給付金に関する周知、広報	周知・広報													
11	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る資料作成及び報告	事務作業全般													
12															
13			[[
14			[-		
15			[[

・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金要綱

第1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の目的

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)に掲げる物価高から国民生活を守るの事項(以下「経済対策」という。)についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的で必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画(以下「実施計画」という。)に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図ることを目的とする。

根拠法令 抜粋